

明治大学スポーツ推進本部規程

2019年9月11日制定

2019年度規程第8号

第1章 総則

(設置)

第1条 明治大学（以下「本大学」という。）に、明治大学スポーツ推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本部は、明治大学体育会（以下「体育会」という。）の活動を、大学スポーツを通じた人材育成活動として位置付け、その強化、発展のための全学的な支援体制を確立することにより、卓越した能力及び高い倫理観を兼ね備えた人材を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。

(任務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) 大学スポーツ活動の推進に係る総合的戦略計画の策定
- (2) 大学スポーツ活動を通じた人材育成プログラムの策定
- (3) 大学スポーツ活動を通じた地域連携、社会貢献及び国際交流の推進
- (4) 大学スポーツブランド力向上に係る広報戦略の策定
- (5) 大学スポーツ関連施設に係る施設整備計画の策定
- (6) 体育会全体の統括及び体育会を構成する各部（以下「各部」という。）に対する環境整備、助成金交付その他必要な支援
- (7) 各部の学生に対する修学及び生活支援並びにその他必要な支援
- (8) その他本部の目的達成に必要な事項

第2章 本部

(本部の構成員)

第4条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(本部長)

第5条 本部長は、本部の業務を統括し、本部を代表する。

2 本部長は、学長をもって充てる。

(副本部長)

第6条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、次項第2号に規定する者が、その職務を代行する。

2 副本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学務担当常勤理事
- (2) 学長が指名する副学長1名

3 副本部長の任期は、職務上副本部長となる者を除き、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

4 副本部長は、再任されることができる。

(本部員)

第7条 本部員は、本部長の命を受け、本部の目的達成に必要な業務を遂行する。

2 本部員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教務部長及び学生部長
- (2) 学長が指名する副学生部長1名
- (3) 学長が指名する学長室専門員1名
- (4) 学生支援部長
- (5) 学生支援部スポーツ振興事務長

3 本部員の任期は、職務上本部員となる者を除き、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

4 本部員は、再任されることができる。

(本部会議)

第8条 本部の運営に関して、次に掲げる事項を審議するため、本部に本部会議を置く。

- (1) 第3条に掲げる任務を遂行するための基本計画の策定に関する事項
- (2) 本部の予算及び決算に関する事項
- (3) 体育会への各部の加盟、賞罰等に関する事項
- (4) 各部の部長、監督等の任免に関する事項
- (5) その他本部会議が必要と認めた事項

(本部会議の運営)

第9条 本部会議は、本部の構成員をもって組織する。

2 本部長は、本部会議を招集し、その議長となる。

3 本部会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 本部会議の議事は、出席委員の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 本部会議は、必要に応じて、本部員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(付議等)

第10条 本部長は、第3条に掲げる任務を遂行するに当たり、学部長会、教授会等の大学機関(以下「大学機関」という。)にかかわる案件について、必要に応じて、当該大学機関と調整、協議又は付議するものとする。

第3章 スポーツ推進センター

(スポーツ推進センター)

第11条 本部は、本部会議において審議した事項及び第3条に掲げる任務を遂行することを目的として、スポーツ推進センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターは、前項の目的を達成するために必要な事項を検討し、実行するとともに、必要に応じて本部会議への政策提言を行う。

(センターの構成員)

第12条 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

(センター長及び副センター長)

第13条 センター長は、第6条第2項第2号に規定する副本部長をもって充て、副センター長は、第7条第2項第2号に規定する副学生部長1名をもって充てる。

2 センター長は、本部長の命を受け、センターの業務を総括する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 センター長及び副センター長の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

5 センター長及び副センター長は、再任されることができる。

(センター員)

第14条 センター員は、センター長の命を受け、センターの目的達成に必要な業務を遂行する。

2 センター員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長が指名する学長室専門員1名
- (2) 学長が指名する副教務部長1名
- (3) スポーツ特別入試委員会が推薦するスポーツ特別入試委員会委員1

名

- (4) センター長が推薦する各部の部長若干名
 - (5) センター長が推薦する各部の監督若干名
 - (6) 学長が指名する保健体育科目を担当する専任教員若干名
 - (7) 学生支援部長
 - (8) 教務事務部教務事務長及び学生支援部スポーツ振興事務長
 - (9) その他センター長が必要と認める者
- 3 センター員の任期は、職務上センター員となる者を除き、2年とする。
ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター員は再任されることができる。
(センター会議)

第15条 センターの事業に関して、必要な事項を審議するため、センターにセンター会議を置く。

- 2 センター会議は、センターの構成員をもって組織する。
- 3 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 4 センター会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 センター会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 センター会議は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
(専門部会)

第16条 センターは、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の運営等に関し必要な事項は、センター会議においてこれを定める。

第4章 体育会

(体育会)

第17条 本部は、第2条の目的を達成するため、体育会を所管し、その活動を支援する。

- 2 体育会の組織、運営等については、別に定める。

第5章 事務

(事務)

第18条 本部及びセンターに関する事務は、学生支援部スポーツ振興事務室が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程を改廃するときは、本部会議の議を経なければならない。

附 則（2019年度規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、2019年9月12日から施行する。

（任期の特例）

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第6条第2項第2号に規定する副本部長、第7条第2項第2号及び第3号に規定する本部員並びに第14条第2項第1号から第6号まで及び第9号に規定するセンター員の任期については、それぞれ第6条第3項本文、第7条第3項本文及び第14条第3項本文の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

（規程の廃止）

3 明治大学学生スポーツ振興委員会規程（2009年度規程第8号）は、廃止する。

（通達第2653号）